

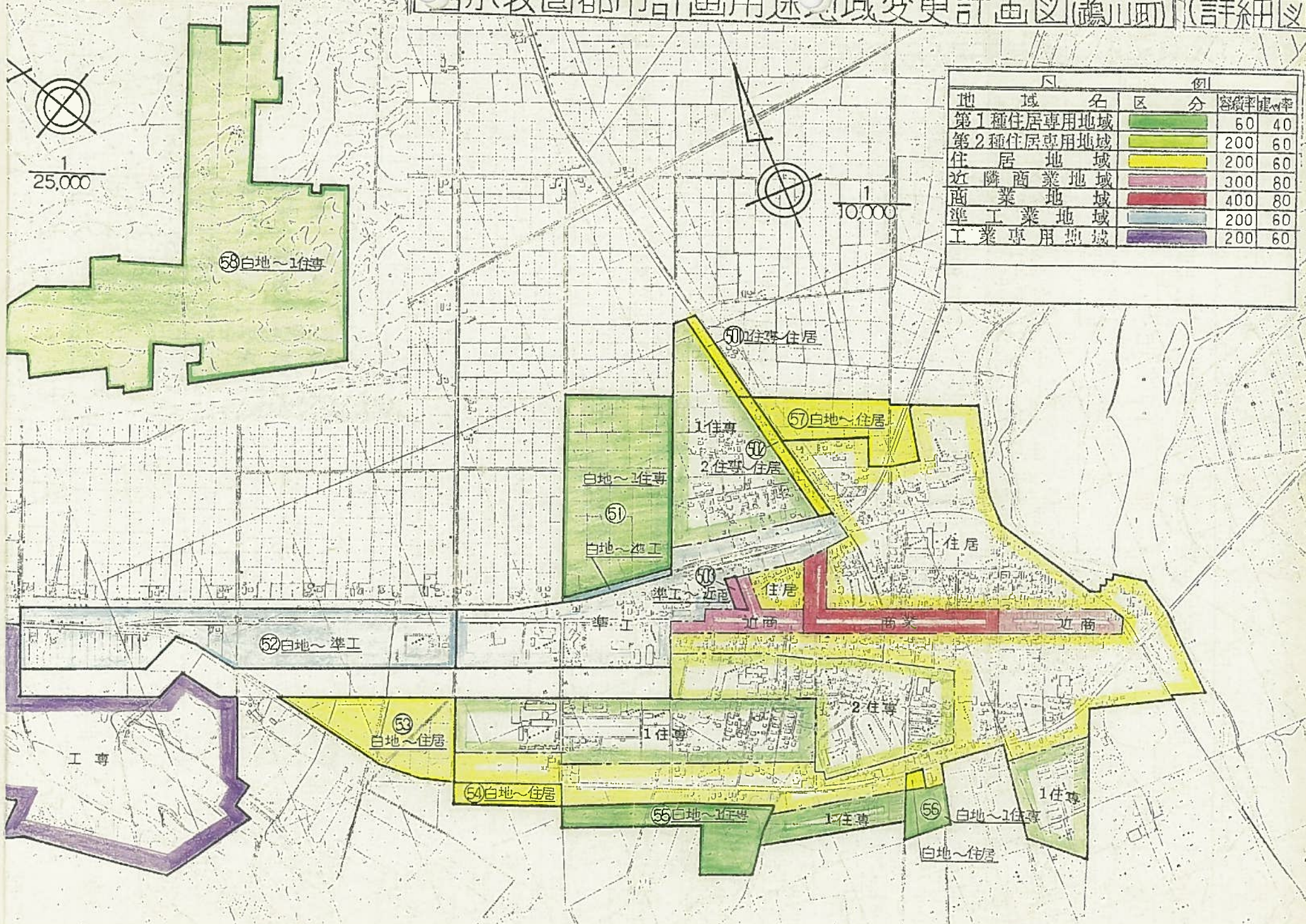
町民と町民、町民と行政が  
**みんなで考え みんなで創<sup>つく</sup>るまち**

未来につなごう 清流のまち鷓川  
鷓川町都市計画マスタープラン

平成15年2月

鷓川町

# 小牧圏都市計画用途地域変更計画図(鶴川町) (詳細図)



地域名	区分	容積率	高さ
第1種住居専用地域		60	40
第2種住居専用地域		200	60
住居地域		200	60
近隣商業地域		300	80
商業地域		400	80
準工業地域		200	60
工業専用地域		200	60

### 都市計画区域 (法第5条)

区域名	面積	用途
川口市計画区域	約 10,869ha	地先公有水面を含む

### 用途地域及び準防火地域 (法第8条)

用途地域名	面積(割合)	建ぺい率	容積率	備考
第一種低層住居専用地域	43.0ha (18.8)	40%	60%	外壁の接道距離の限度 1.0m
第二種低層住居専用地域	—	50	100	外壁の接道距離の限度 1.0m
第一種中高層住居専用地域	10.0 (3.4)	60	200	
第二種中高層住居専用地域	—	60	200	
第一種住居地域	50.0 (17.3)	60	200	
第二種住居地域	—	60	200	
準住居地域	20.0 (6.9)	60	200	
近隣商業地域	4.8 (1.7)	80	300	準防火地域 4.8ha
商業地域	4.1 (1.4)	80	400	準防火地域 4.1ha
準工業地域	42.0 (14.5)	60	200	
工業地域	0.7 (2.6)	60	200	特別工業地区 0.7ha
工業専用地域	102.0 (35.2)	60	200	
用途地域境界線(その他の場合)				
用途地域境界線(準防火地域)				
計	288.6 (100.0)			特別工業地区 8.7ha 準防火地域 8.9ha

\* 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合  
\* 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

### 都市施設 (法第11条)

#### ◎都市計画(道路)

路線番号	路線名	起点	終点	幅員	延長	備考
3.2.201	環状通	田浦	洋光	30m	約 3,930m	JR日本線、中央通と立体交差
3.3.503	苫小牧川通	苫小牧市字元ノ端	米原	28m (33)	約 11,440m	JR日本線と立体交差
3.4.202	中央通	大成1丁目	松島3丁目	18m	約 2,490m	
3.4.203	新生通	青葉1丁目	洋光	18m	約 1,360m	JR日本線と立体交差
3.4.204	新大通	美草1丁目	若草	18m	約 900m	
3.4.205	北栄通	播住1丁目	播住2丁目	16m	約 750m	
3.4.206	駅前通	栄広2丁目	栄広1丁目	18m	約 100m	駅前交通広場 約 1,700㎡
計					約 21,470m	駅前交通広場 約 1,700㎡

#### ◎都市計画(公園緑地)

図面番号	公園番号	名称	種別	面積	計画決定	図面番号	公園番号	名称	種別	面積	計画決定
①	2.2.401	西郊公園	街区	0.27ha	48.5.16 町12号	④	2.2.403	播住5ヶがき公園	街区	0.21ha	60.2.1 町4号
②	2.2.402	洋光公園	街区	0.17ha	48.5.16 町12号	⑤	2.2.409	播住2ヶがき公園	街区	0.21ha	60.2.1 町4号
③	2.2.403	播住たご公園	街区	0.33ha	48.5.16 町12号	⑥	6.5.31	川口運動公園	運動	17.6ha	19.8.7 通544号
④	2.2.404	右衛門公園	街区	0.32ha	48.5.16 町12号	計				19.85ha	
⑤	2.2.405	ひかり公園	街区	0.19ha	49.9.2 町15号	⑦	31	たんぼぼ河川緑地	緑地	61.9ha	56.12.15 通3728号 変更 66.6.19 通1772号
⑥	2.2.406	若草公園	街区	0.07ha	51.11.12 町15号	計				80.08ha	
⑦	2.2.407	なかよし公園	街区	0.25ha	51.11.12 町14号						

#### ◎都市計画(処理場等)

処理場番号	名称	面積	出力	計画決定
1	川口斎場	0.16ha	火葬炉 2基	平成2年8月15日 町36号
2	距離東部日高西部衛生センター (距離東部日高西部衛生組合)	4.80ha	90t/日	昭和47年7月1日 町13号

#### ◎都市計画(公共下水道)

処理場番号	名称	処理区域敷地面積	処理能力(等量認可分)	計画決定
3	むかわ下水処理場	187,000ha 1,300ha	1,400m <sup>3</sup> /日	平成4年9月1日 町37号

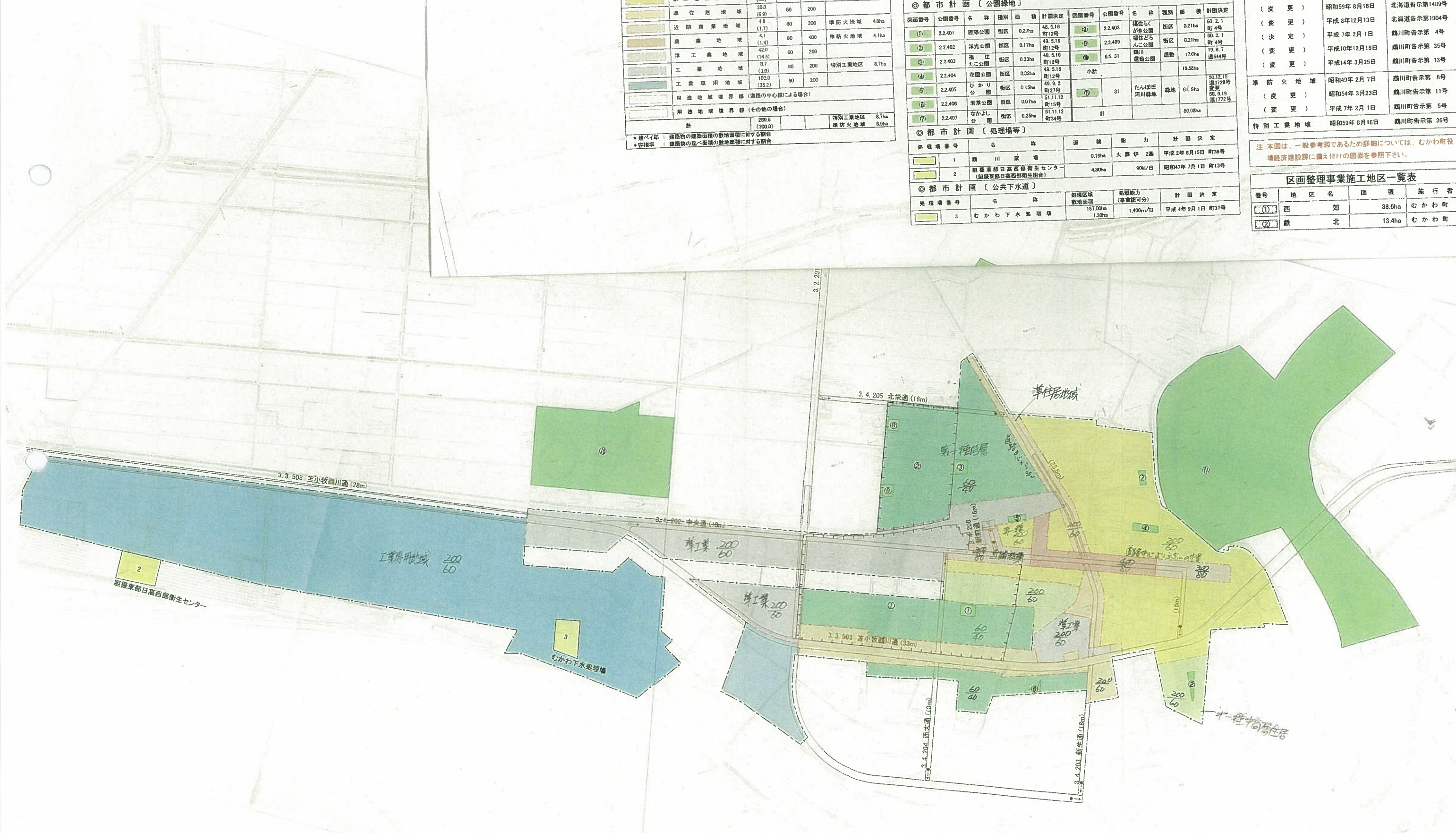
### 告示年月日及び告示番号

都市計画変更(変更)	告示年月日	告示番号
都市計画変更	昭和38年2月1日	建設省告示第131号
都市計画変更	昭和48年6月1日	北海道告示第1706号
都市計画変更	平成10年12月18日	建設省告示第2160号
市街化区域・市街化調整区域(変更)	昭和48年12月28日	北海道告示第3004号
市街化区域・市街化調整区域(変更)	昭和54年3月5日	北海道告示第546号
市街化区域・市街化調整区域(変更)	昭和59年6月18日	北海道告示第1489号
市街化区域・市街化調整区域(変更)	平成3年3月28日	北海道告示第451号
市街化区域・市街化調整区域(適用除外)	平成10年12月18日	北海道告示第2156号
市街化区域・市街化調整区域(適用除外)	平成10年12月18日	建設省告示第2161号
用途地域(変更)	昭和48年12月28日	北海道告示第3805号
用途地域(変更)	昭和54年3月5日	北海道告示第547号
用途地域(変更)	昭和59年8月16日	北海道告示第1489号
用途地域(変更)	平成3年12月13日	北海道告示第1904号
用途地域(決定)	平成7年2月1日	川口市告示第4号
用途地域(変更)	平成10年12月18日	川口市告示第35号
用途地域(変更)	平成14年3月25日	川口市告示第13号
準防火地域(変更)	昭和49年2月7日	川口市告示第8号
準防火地域(変更)	昭和54年3月23日	川口市告示第11号
準防火地域(変更)	平成7年2月1日	川口市告示第5号
特別工業地域	昭和59年6月16日	川口市告示第36号

注：本図は、一般参考図であるため詳細については、むかわ町役場経済建設課に備え付けの図面を参照下さい。

### 区画整理事業施工地区一覽表

番号	地区名	面積	施行者
①	西 郊	38.6ha	むかわ町
②	鉄 北	13.4ha	むかわ町



# 鷓川町都市計画マスタープラン

## 目 次

### 序 章 計画の概要

1. 都市計画マスタープランの概要	1
1-1. 計画の目的	1
1-2. 計画の法的な位置付け	3
1-3. 計画の期間	4
1-4. 計画の対象区域	5
2. 都市計画マスタープランの構成と策定手順	6
2-1. 計画の構成	6
2-2. 計画の策定体制と策定手順	7

### 第1章 鷓川町の課題

1. 鷓川町の課題	9
1-1. 前提条件の整理	9
1-2. 都市づくりの主要課題	12
1-3. 分野別の主要課題	13

### 第2章 全体構想

1. 都市づくりの基本構想	
1-1. 都市づくりの理念	19
1-2. 将来都市像	19
1-3. 都市づくりの基本目標	20
1-4. 将来都市構造	21
1-5. 計画人口の設定	24
2. 分野別基本方針	26
2-1. 土地利用の方針	26
2-2. 都市施設の方針	29
2-2-1. 道路・交通体系の方針	29
2-2-2. 公園・緑地の方針	32
2-2-3. 下水道整備の方針	34
2-2-4. その他の都市施設の方針	35
2-3. 都市景観の方針	37
2-4. 都市防災の方針	39

### 第3章 地域別構想

1. 地域別構想の基本的な考え方	
1-1. 地域別構想の位置付けと構成	42
1-2. 地域区分の設定	42
2. 南西部地域（市街地地区）	
2-1. 地区の現況と課題	44
2-2. 地区の将来像	51
2-3. 地区の整備方針	54
3. 南西部地域（川東地区）	
3-1. 地区の現況と課題	63
3-2. 地区の将来像	67
3-3. 地区の整備方針	68
4. 北東部地域	
4-1. 地域の現況と課題	70
4-2. 地域の将来像	73
4-3. 地域の整備方針	74

---

### 第4章 計画の実現に向けた取り組みの方針

1. 取り組みの姿勢	78
2. 展開方針	80

### 資 料

1. 鷓川町の現況	82
2. 計画策定の経緯	100
3. 計画策定の組織	102
4. 鷓川町都市計画審議会諮問・答申	
4-1. 諮問書	105
4-2. 答申書	106

# 序章 計画の概要

## 1. 都市計画マスタープランの概要

### 1-1. 計画の目的

鷓川町(以下「本町」という。)の都市計画は、昭和38年に都市計画区域の指定を受けてから約47年を経過しており、昭和48年から平成10年までの間は、1市4町(苫小牧市・白老町・早来町・厚真町・鷓川町)からなる苫小牧圏都市計画区域において区域区分の適用を受け、市街化区域及び市街化調整区域を持つ線引きの都市計画を持っていましたが、平成10年12月10日告示により、圏域を離れ、鷓川都市計画区域として非線引きの都市計画区域となりました。

都市計画区域の指定以来、本町では、市街地の計画的な発展を誘導し、秩序ある健全な市街地をつくるため、用途地域及び特別用途地区等を指定し土地利用の規制、街路・公園・下水道・汚物処理場・火葬場等の都市施設整備、土地区画整理事業等の市街地開発事業の導入などの都市基盤の整備を計画的に行ってきました。

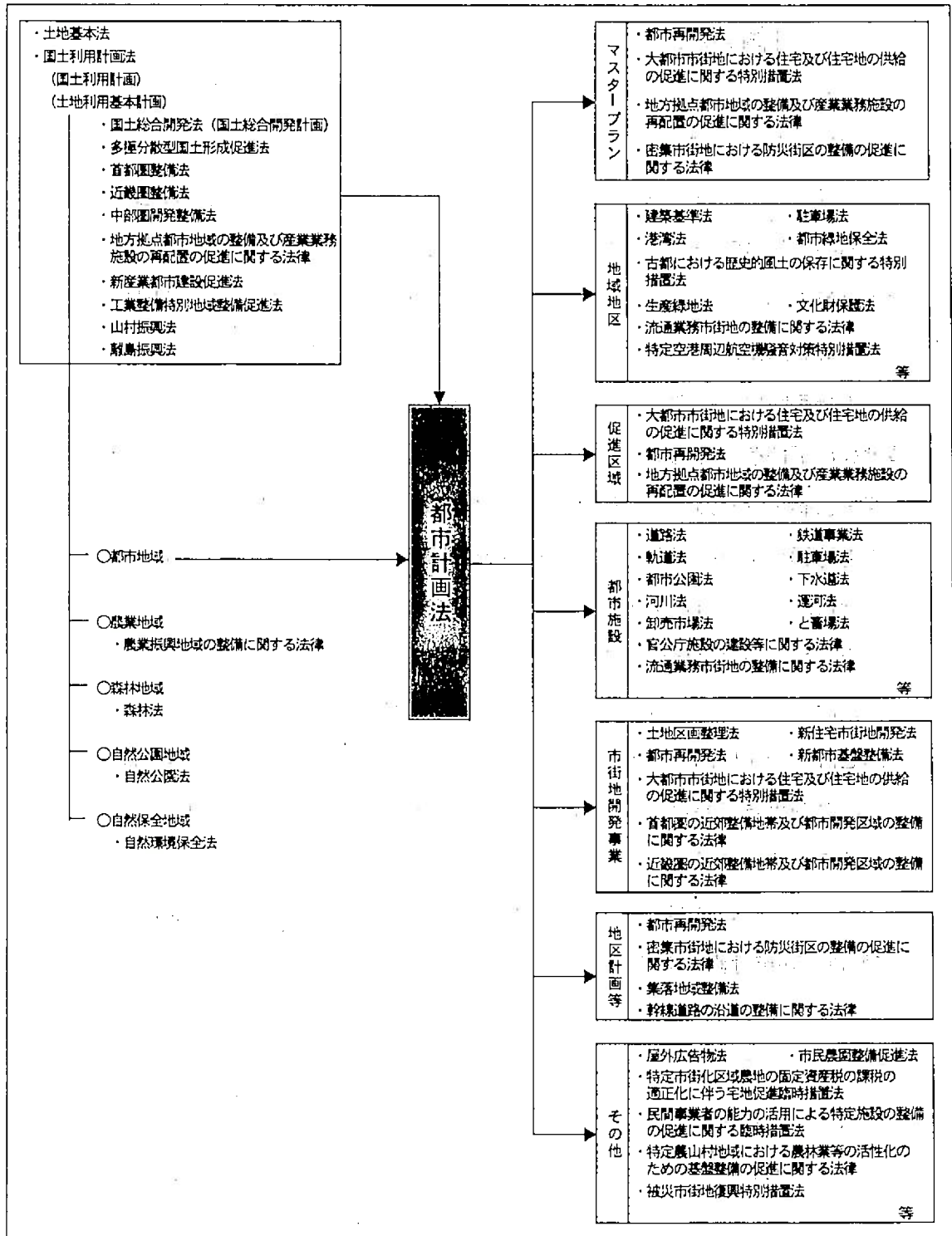
しかしながら、近年の本町をとりまく社会経済環境は大きく変化し、少子高齢化、中心市街地の空洞化や住民の価値観の多様化等が顕著化しています。

そのため、このような状況に適切に対応した個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい将来都市像を明確にし、諸施策を総合的かつ体系的に展開していくことが重要であり、区域区分の適用除外を期に、鷓川町の特性を活かしたまちづくりを進めていくことが必要となっています。

こうしたなか、平成4年の都市計画法の改正によって、都市計画法第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)が創設されたことを受け、本町の都市計画の現状と背景を踏まえ、産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応し、ゆとりと豊かさを実感できる居住の場としての個性的で快適なまちづくりを進めるため、町民の理解と参加のもとに本町が21世紀に目指すべき都市像を構築するとともに、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくために将来的な都市づくりの基本方針を示すことを目的として『鷓川町都市計画マスタープラン』(以下「本計画」という。)を策定します。

従って、本計画は、都市計画法(以下「法」という。)を根拠法令として、本町における都市計画に関する基本方針として策定します。

## ■都市計画関係法令の体系





## 1-2. 計画の法的な位置付け

本計画は、法第18条の2に規定されるとおり、本町の「第三次鷗川町総合計画」(以下「総合計画」という。)の基本構想に即するとともに、国や北海道における諸計画と基本的な整合が図られた「鷗川町の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられることから、土地利用、市街地開発、道路、公園、下水道など、今後、本町が定める都市計画は、本計画の内容に即したものでなければなりません。

### ■都市計画法第18条の2の条文

#### 都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

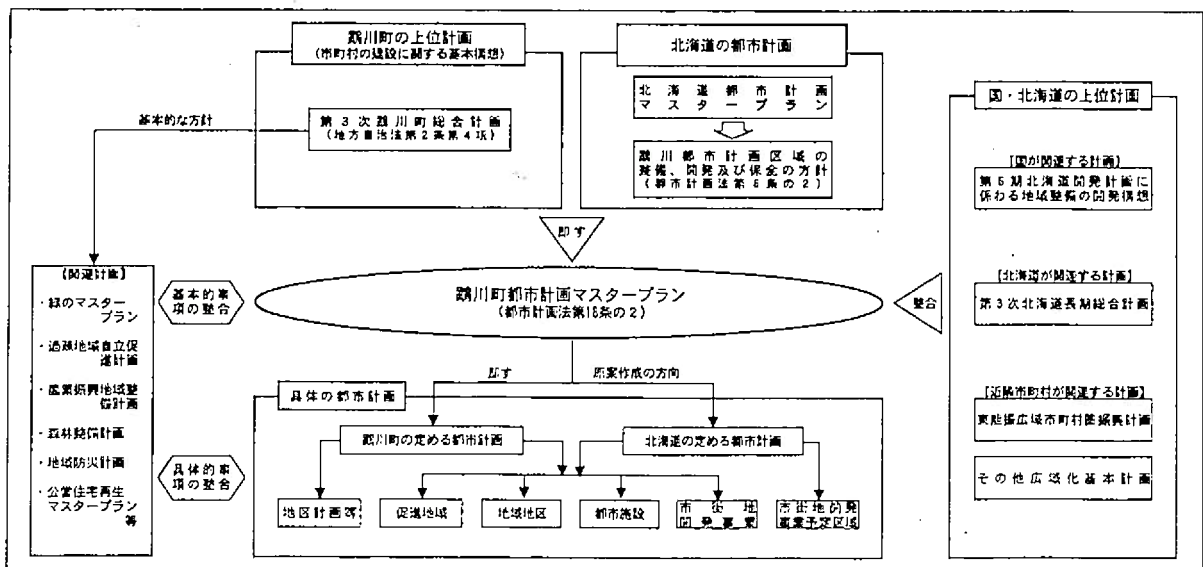
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

### ■本計画の法的な位置づけ

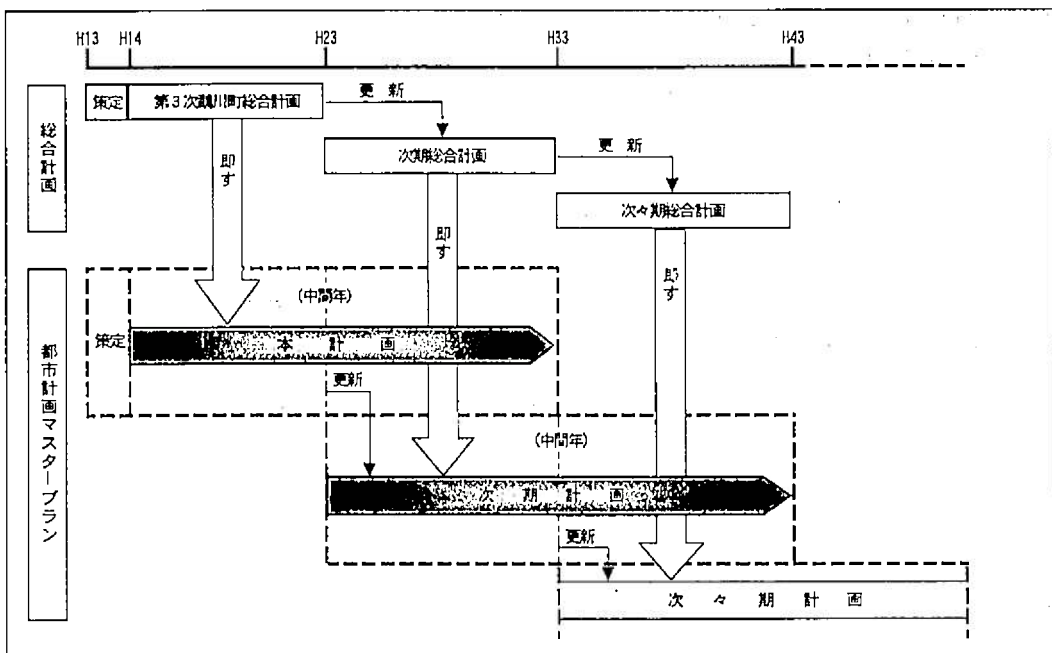


### 1-3. 計画の期間

本計画は、21世紀に目指すべき将来都市像を明確にし、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めるという計画の目的から、20年後の平成33年度（西暦2021年）までを目標年次として設定しますが、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮して、次期総合計画の見直し時期にあたる計画の中間年（平成23年度）に計画全体の見直しを図り、さらにその20年後を目標とする都市計画マスタープランへと移行し、その時代のニーズに即した計画へと更新していくものとします。

計画期間の考え方のイメージは、次の図に示すとおりです。

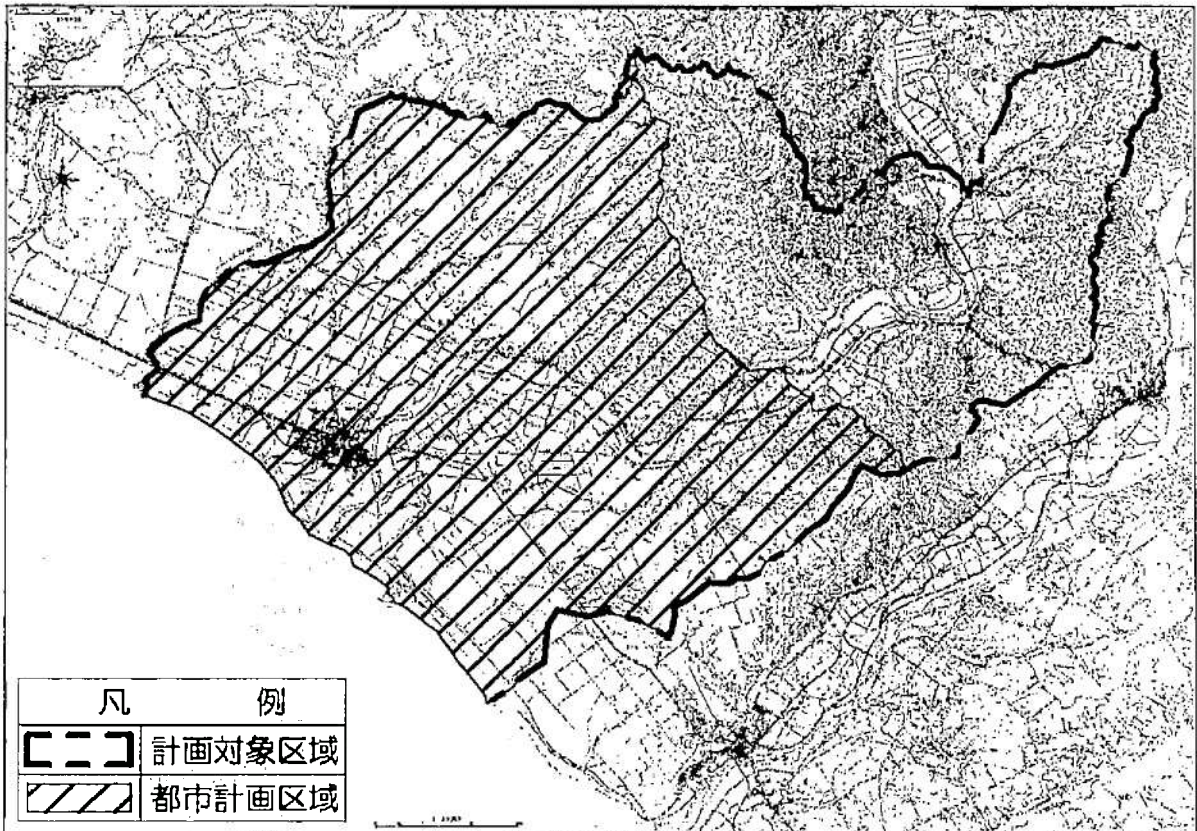
■ 計画期間の考え方のイメージ



### 1-4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、鷗川都市計画区域(約 10,865ha)を基本としますが、都市計画区域に隣接して鷗川町のまちづくりに重要な係わりを持つ地域・地区として、町域全体(16,643ha)を計画対象区域内と考えるものとします。

■計画対象区域位置図



## 2. 都市計画マスタープランの構成と策定手順

### 2-1. 計画の構成

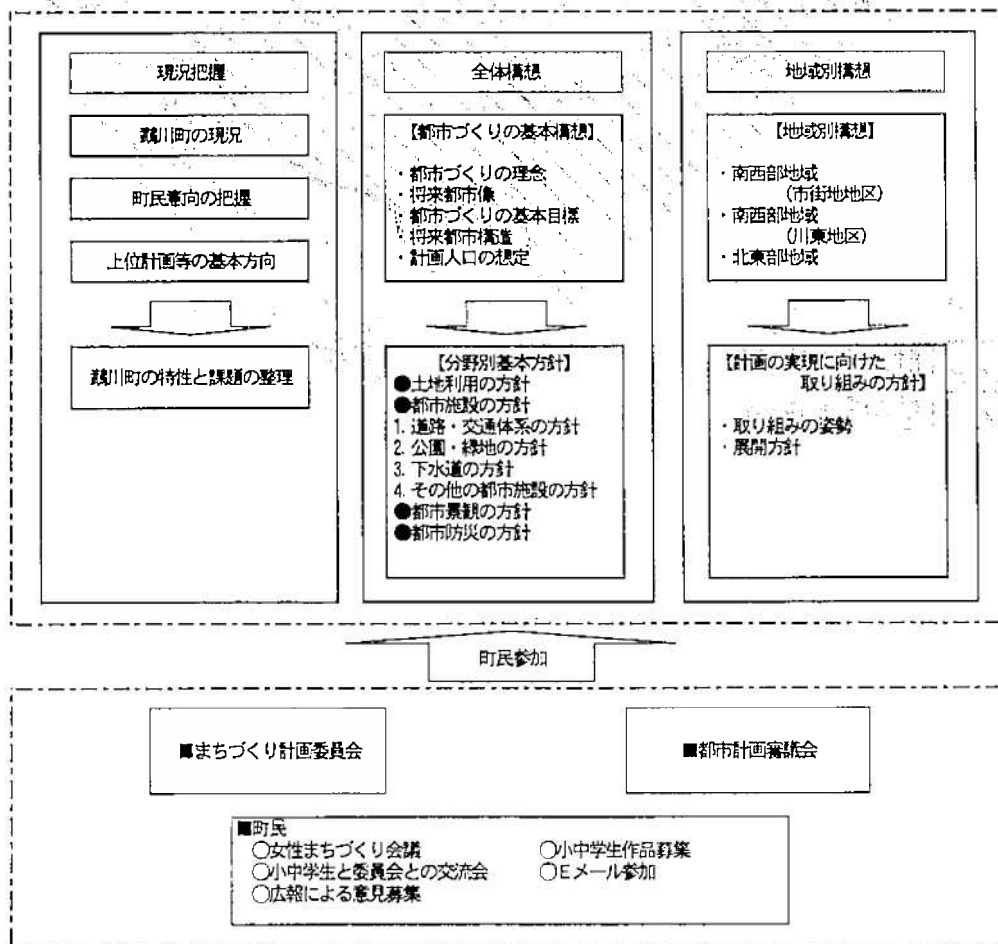
本計画における策定の流れと計画で定める項目の構成は、次に示すとおりです。

都市計画マスタープランは一般的に全体構想と地域別構想を骨格として構成されます。

地域別構想については、計画対象区域内を市街地地区と郊外集落地等として大きく3つの地域・地区で策定していきます。

全体構想においては、現況把握による地域・地区の特性や課題を十分に考慮した土地利用・交通体系などの都市づくりの基本方針を総合的に策定することによって、推進施策を地域別構想でまとめるものとします。

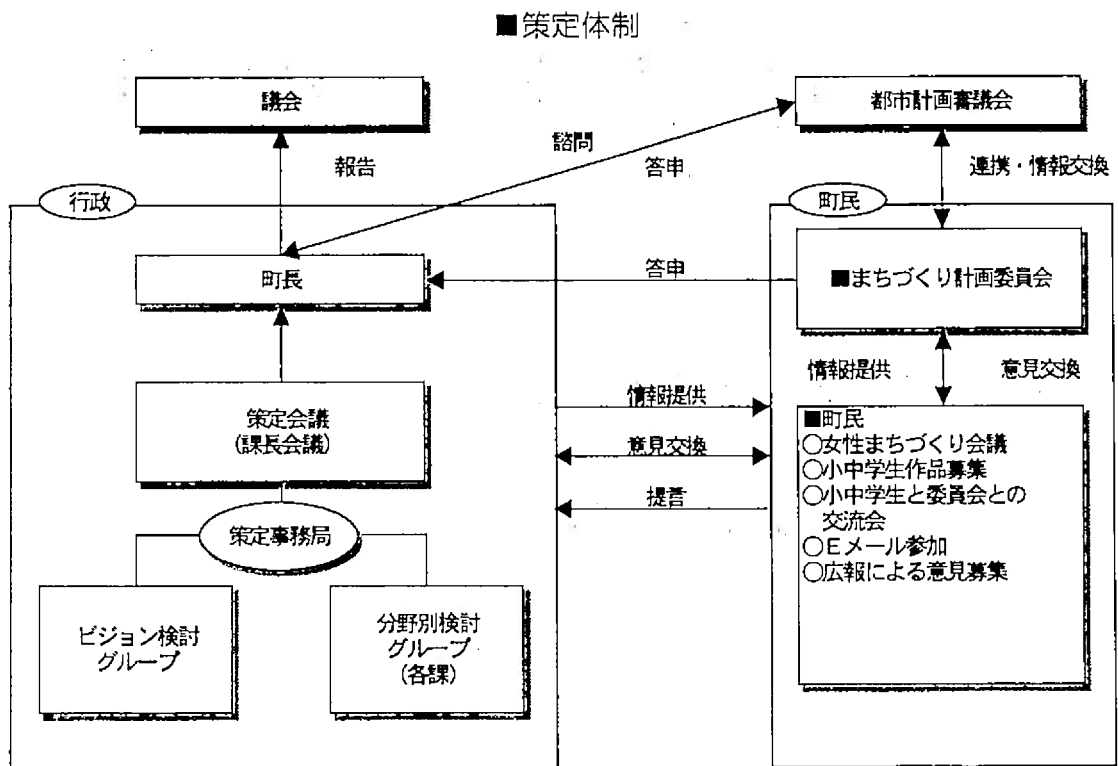
#### ■計画の構成



## 2-2. 計画の策定体制と策定手順

### (1) 策定体制

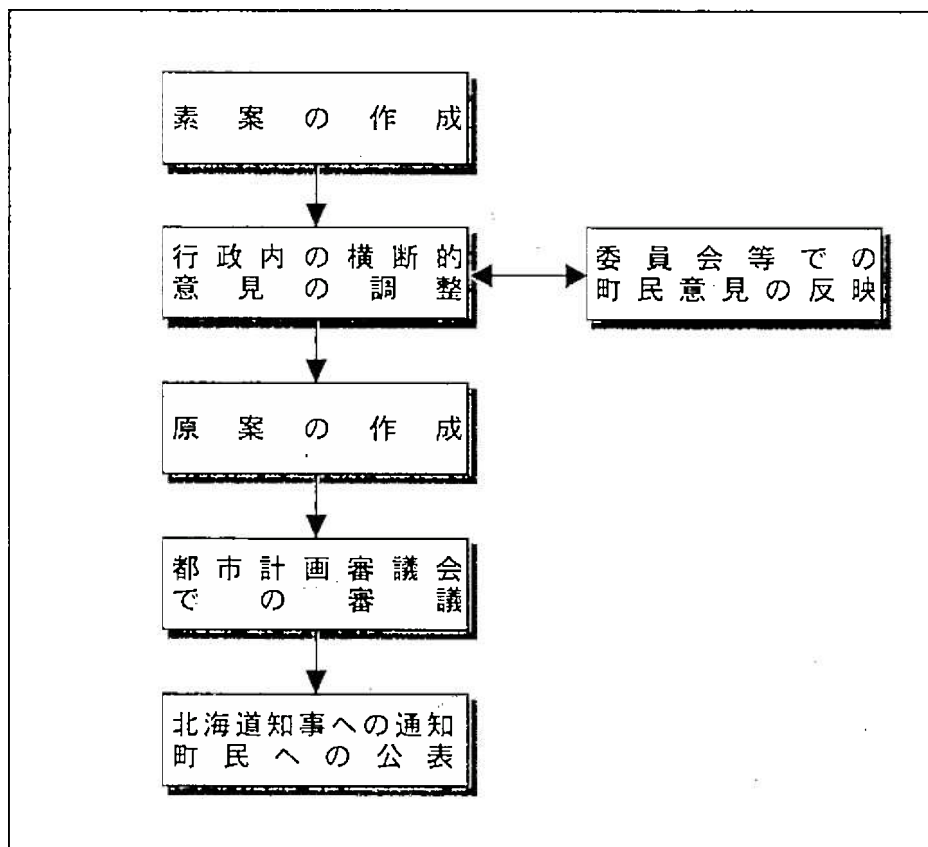
「都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、「総合計画」を上位計画としながら、庁内の関係部局の合意形成や町民意見の反映を行うことが必要とされていることから、本計画を「総合計画」と一体の策定体制の基で策定するものとし、計画の企画・立案の段階からの町民参加による町民意見の反映と行政内部における横断的意見調整を図ることを目的としながら、各々の計画の有効性・整合性を確保し、次図に示す策定体制によって策定します。



## (2) 策定手順

本計画は、策定体制における町民からの提言を踏まえ、最終的に鷓川町都市計画審議会の審議を経て策定し、北海道知事への通知、町民への公表を行うものとします。

### ■策定手順



# 第1章 鷓川町の課題

## 1. 鷓川町の課題

### 1-1. 前提条件の整理

本町における都市づくりの課題を抽出する前段として、都市を取り巻く社会的動向や本町の都市づくりの前提条件などを整理します。

#### (1) 都市づくりに影響する社会的動向

##### ① 少子・高齢化の進展と人口の減少

急速な勢いで少子・高齢化が進んでおり、21世紀初頭をピークに人口が減少局面に入り、それと同時に総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者になるものと予想されています。

##### ② 環境に対する意識の高まり

地球規模で環境問題への関心が高まっており、身近な地域社会においても、自然環境の保全や、ごみ減量・資源リサイクル・省エネルギー等の課題に対応する環境と共生した都市づくりに対する意識の高まりがみられます。

##### ③ 生活を重視した都市づくり

人々の価値観は物の豊かさより心の豊かさへと変化し、それに伴い生活の質を重視する傾向が高まり、人々が都市において心の豊かさやうるおいを求める意識が高まっています。

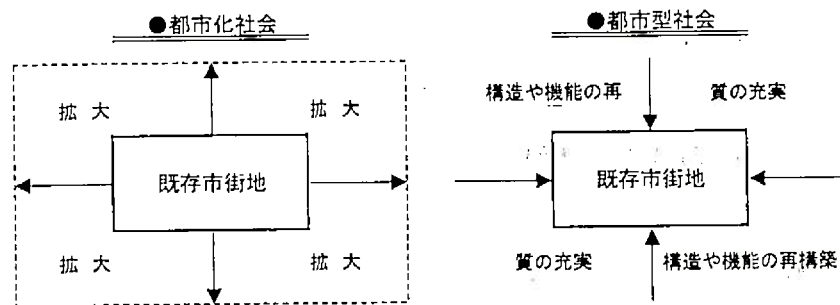
##### ④ 地方分権と住民参加

これまでの中央集権型の構造から地方分権型への移行により、自治体の役割がますます大きくなり、独自性の発揮や住民参加による行政と住民との協働による総合的な取り組みが求められています。



### ⑤都市化社会から都市型社会への移行

人口の増加や都市への人口集中による都市の拡大に対応した都市づくりが中心であったこれまでの「都市化社会」から、人口も減少または安定傾向に入り、都市規模が比較的に安定的に推移する「都市型社会」への移行が進むとされており、既存市街地の更新をいかにうまく図るか、また農業的土地利用をいかに維持していくか、さらにその境界にある土地をいかに計画的に利用するかなどといった、その都市の構造や機能などの再編・再構築を図り、都市の持続的な発展に視点をおいた都市づくりが求められています。



### ⑥都市計画法の改正

少子・高齢化、人々の意識の変化、都市型社会への移行など、都市をめぐる経済社会情勢の変化に対応するため、都市計画に関するマスタープランの充実や良好な環境の確保のための制度の充実として「特定用途制限地域」、都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入として「準都市計画区域」の新設など、都市計画制度全般にわたっての見直しとなる都市計画法の改正が行われ、平成13年5月から施行されています。

## (2) 鷓川町における都市づくりの前提条件

### ①人口の減少と少子・高齢化

本町の総人口は減少傾向で推移し、その中で、幼少年人口の減少（H2：19.9%→H12：14.6%）と、高齢人口の急速な増加（H2：14.2%→H12：22.6%）が目立っており、本町においても少子・高齢化社会の進行が裏付けられ、人口構造の変化によるまちの活力に与える影響が懸念されます。

### ②高規格幹線道路と鷓川ICの開設

平成15年度中に供用が開始される高規格幹線道路日高自動車道（以下、高規格日高自動車道という）及び鷓川インターチェンジ（以下、鷓川ICという）の開設により、土地利用や交通体系などに大きな変化が生じることが予想されていることから高規格日高自動車道及び鷓川ICを活用できる適正な土地利用と道路交通網の構築などが求められています。

### ③苫東開発の見直しと区域区分制度の適用除外

本町は、昭和38年に苫小牧圏都市計画（鷓川町）として都市計画区域を指定し、昭和48年からは市街化区域及び市街化調整区域を有するいわゆる線引き都市として苫小牧市等との関連を保ちながら都市計画の運用を行ってきましたが、平成7年の「苫小牧東部開発新計画」によって、苫東の関連町としての位置付けから外れ、鷓川町独自のまちづくりに取り組む必要性が高まったことに関連して、平成10年には、苫小牧圏都市計画からの区域区分制度の適用除外により、単独の鷓川都市計画となっており、より一層の地域の実情を生かした都市づくりが求められています。

### ④上位計画及び関連計画との整合性

総合計画は、行政運営全般の指針を示す最上位の計画であり、本計画はこの総合計画に即して都市計画の分野の基本方針を定める必要があるため、総合計画との整合性を図ります。

また、関連計画の中では、新生通関連市街地活性化計画における中心地区土地利用構想が本計画の前段となる計画として位置付けられます。

---

## 1-2. 都市づくりの主要課題

都市を取り巻く社会的動向や本町の都市づくりの前提条件から、本町における主要課題を次のように設定します。

### (1) 自然環境と調和・共生した都市づくり

海・山・川などの恵まれた自然環境の保全を前提としつつ、各地域における特性を踏まえながら居住環境・交通体系の充実や産業の育成・振興など、自然環境と調和・共生した都市づくりが課題となります。

### (2) 安心して快適な効率のよい市街地の形成

人口や世帯数の規模を勘案しながら、コンパクトで適正規模の市街地形成に努め、住環境・都市施設・防災・街並み景観などを含む市街地機能の充実・再編を図り、高齢者や障害者を含む全ての人が安心して快適な生活を営める都市づくりが課題となります。

### (3) 都市交通体系の強化と都市拠点の形成

広域幹線道路交通網の活用や幹線道路網の整備充実による都市交通機能の強化を進め、ひと・モノ・情報などの多様な交流の創出を図り、物流・研究開発等の新たな産業拠点や中心拠点の形成による活力ある都市づくりが課題となります。

### (4) 協働による都市づくりへの取り組み

鷗川町に居住する町民、活動する民間企業・団体などのまちづくりへの積極的な参加により、行政との協働による持続的な都市づくりへの取り組みが課題となります。

## 1-3. 分野別の主要課題

平成10年における市街化区域・市街化調整区域の適用除外と、平成15年度中に供用開始が予定されている高規格日高自動車道鷗川ICの整備は、土地利用や道路交通体系の変化など本町における都市構造に大きな影響を及ぼすものと考えられます。特に市街地の北側を横断する高規格日高自動車道は、本町における新たな主要交通軸として位置づけられ、これに対応した市街地形成が求められています。

よって、土地利用や道路網計画の再編などこれまでの都市構造を見直すことによる新しい市街地形成への転換が必要となっています。

## (1) 土地利用

## ①都市計画区域の見直しの検討

本町の都市計画区域は、昭和38年に550ha当初決定され昭和48年に10,865haに変更され現在に至っています。市街地規模（用途地域：289.6ha）と比較すると、約38倍といった広大な規模を有しています。

これだけ広大な都市計画区域を有している町は他に当別町（17,969ha）、白糠町（10,934ha）があげられますが、これらの町は主要幹線沿道に相当規模の集落地が点在し、それらを包括するためという事由があります。

本町においても苫東開発等の社会的背景もあってこれだけの規模の都市計画区域を設定したという過去の経緯がありますが、苫東開発の見直し、苫小牧圏都市計画からの分離、市街地以外の土地利用のほとんどが良好な農用地、森林となっている土地利用現況などを考慮した場合、これだけ広大な都市計画区域を有する必要性が現段階においては低くなったものと考えられます。

このことから、効率性、集約性のある都市計画行政を図るため、市街地を中心とした都市計画区域の見直しを検討することが必要です。

## ②用途地域の適正な見直しと運用

現在の用途地域は、数年前まで市街化区域を適用していたこともあり、非常にコンパクトにまとまっており、他市町（非線引き都市）に多くみられるスプロ-

---

ル化の傾向はほとんどないのが特性となっています。

本町の今後の人口増がそれほど望めない現段階において市街化の拡大は難しい状況となっていますが、都市計画運用指針からみても定住促進という政策的な意味合いからも低廉良質で安定した住宅地の供給を図ることも必要であり、用途地域内の未利用地の活用促進を基本としながらも、将来的な世帯分離や用途地域内の建て詰まり地区からの移転等に伴う住宅需要の受け皿として最小限の市街化の拡大による住宅地の供給も必要です。

そのため、コンパクトな市街地形成という特性を活かしつつ定住促進を図るため、基本的に用途地域規制を行い効率的かつ計画的なまちづくりをすすめますが、補完する必要がある地区計画制度や特別用途地区などの諸制度の活用の検討が望まれます。

また、高規格日高自動車道の供用やそれに伴う新生道の整備などを視野に入れた場合、本町の「顔」となり魅力ある中心市街地となるよう商業地を中心とした中心市街地の再編を図り、沿道土地利用の活性化を図ることも必要です。

### ③用途地域外の地域における土地利用規制の検討

本町は、これまで用途地域外の地域については、市街化調整区域で厳しく規制されていましたが、その調整区域が適用除外となったことにより、現段階では特に問題はないとしても、今後、無秩序な開発や建築が発生し、スプロール化の要因となりかねない事態に陥る可能性は十分に考えられます。

このようなことを未然に防止するためにも、用途地域外地域の都市計画区域においては、国土利用法や農地法による規制のなかで、必要に応じて用途地域外地域における特定用途制限地域などの諸制度や鶴川町独自の条例制定などの土地利用規制を検討することが必要です。

郊外地域では基本的に農業や漁業を中心とした土地構成となっているので、地域の活性化の妨げにならないような土地利用を検討します。

また、汐見地区における道有地（約231ha）についても北海道との連携・調整を図りながら、本町としてもその有効活用について検討することが必要です。

## (2) 都市施設

### ①都市計画道路網の見直し

本町の都市計画道路は7路線で構成されており、計画の総延長は21,470mとなっているものの、計画延長の過半を占める国道が未整備となっている影響もありますが、その整備率は14.0%とそれほど整備が進んでいない状況にあります。

特に新生通においては、鉄道を横断する立体交差の街路事業が整備の遅延を招いているとともに、本町の顔となる市街地が立体交差により分断されてしまうといった本町のまちづくりとしての障害が発生しており、平面交差化への早期解決と早期事業化が望まれています。

また、前提条件にもあげられる高規格日高自動車道鷗川ICの平成15年度中の供用開始によって、本町の交通体系は大きく変化すると予想されるものの、鷗川ICより先の高規格日高自動車道の整備が順次進むにつれ、その変化も一時的な変化にとどまることも予想され、将来動向を見定めきれないといった現状となっています。

これらのことから、将来的な市街地形成（用途地域）を勘案し、必要となる道路・必要でなくなった道路などの取捨選択、道路整備による沿道土地利用の活性化など、計画的・効率的な道路整備を前提とした都市計画道路網の見直しを図ることが必要となっています。

### ②緑のネットワークづくり

本町の都市公園の整備状況は、別表のとおり都市計画人口1人当たりの緑地量は、全道第6位となっているものの、用途地域人口1人当たりの緑地量は全道第86位と極端に低い状況です。

これは、大規模な公園・緑地が用途地域外にあることが要因になっているものの、用途地域に隣接していることから、市街地住民にとってそれほど緑地量の不足感はないものと思われますが、身近な公園緑地としての街区公園の機能見直しが必要となってきています。

本町の公園・緑地の課題については、老朽化しつつある公園・緑地が目立ってきていることと、公園・緑地が個々に機能していてもネットワーク化されておら

---

ず、相乗機能が不足していることなどがあげられます。

これらを踏まえて、今後の公園緑地は量的・配置的な整備ではなく、質的（利便性・快適性）な整備充実を中心とすることが求められます。

そのため、緑化推進を含めた緑のネットワーク化を推進し、緑豊かなうるおいある快適な都市環境（アメニティ）づくりが必要です。

但し、都市緑化保全法における「緑の基本計画」では、市街地人口1人当たり標準緑地量を20㎡/人と定めており、新住宅地の開発に合わせ新たな公園・緑地の整備も考慮していく必要があります。

### ③下水道の計画的整備

下水道の整備状況（普及率）は、計画的に進められているものの、整備率は全道と比較するとそれほど高いものにはなっていません。

今後の整備方針は、本町の総合計画に則し、将来市街地の方向性を見定め、計画的かつ効率的な下水道の整備推進が必要です。

## （3）その他

### ①都市景観の創出

近年の魅力あるまちづくりにおいて都市景観は、非常に重要な要素であり、住民の生活志向も利便性だけではなく、日常生活の質的向上に目が向けられています。

都市景観は、道路網等の都市基盤施設のように単体で整備されるものではなく、道路や建物、公園・緑地や自然環境が一体的になって街並みとしての都市景観が創出されます。

良好な都市景観を創出するには、個別の整備も大切ですが、総合的に補完しあい、互いに魅力を醸し出すよう体系的な方針が必要とされ、そこに人々が暮らすことによって、風土・文化が根付き、より魅力的なものになります。

したがって、住民へのうるおいの提供と鵜川町のイメージアップとなる魅力的な都市景観の創出を住民と行政が一体となって進めることが必要です。

②都市防災の充実

本町の地域防災計画においても避難地・避難場所などが指定されていますが、より安心して暮らせるまちづくりを進めるために、都市計画道路においては避難路としての機能、公園・緑地においては一時的な避難地及び遮断空間として機能を付加できるように計画・整備していく必要があります。





鵠川運動公園

## 第2章 全体構想

## 1. 都市づくりの基本構想

### 1-1. 都市づくりの理念

町民一人ひとりが、それぞれの地域の中で、元気に笑顔で暮らすことができる住みよい豊かなまちを創るためには、町民と町民が共に支え合い、町民と行政がそれぞれの役割を担い、みんなで考え、行動していく協働の取り組みが必要であります。

そこで、「シシャモ・たんぼぼ・ほほえみプラン（第3次鷺川町総合計画）」における「まちづくりの姿勢」の精神を受け継ぎ、都市づくりの理念を「みんなで考え みんなで創るまち」と設定します。



### 1-2. 将来都市像

第3次鷺川町総合計画の「まちのめざす姿」を受け継ぎ、「未来につなごう 清流のまち鷺川」を都市づくりの将来像として設定します。

いつの時代もまちの背骨としてわたしたちを支えてくれている「清流鷺川」をいつまでも大切にし、この鷺川にこだわりを持ったまちづくりを進め、豊かで美しい清流のまち鷺川を舞台に、まちづくりの主人公である町民一人ひとりが輝いて暮らす、町民本位の都市づくりを進めます。



---

### 1-3. 都市づくりの基本目標

都市づくりの理念及び将来都市像に基づいて、以下の4つを都市づくりの基本目標として設定します。

#### (1) 自然と共に生きる都市づくり

清流鶴川をはじめとする海・山・川などの豊かな自然環境の保全と活用に取り組みながら、都市活動による環境負荷の低減を図る「自然と共に生きる都市づくり」を目指します。

#### (2) 元気みなぎる都市づくり

千歳や苫小牧という空・海の玄関に近接している地理的優位性を活かしながら、ひと・モノ・情報などの様々な交流によって生まれる新しい文化や産業が発展する「元気みなぎる都市づくり」を目指します。

#### (3) 優しさあふれる都市づくり

誰もが、身近に様々なサービスを受けられ、安心して快適に暮らし続けることができる「優しさあふれる都市づくり」を目指します。

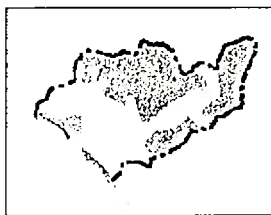
#### (4) ひと“いきいき”夢ある都市づくり

町民や企業、行政がそれぞれの役割を認識しながら、地域の課題に自ら取り組み、自ら解決していく「ひと“いきいき”夢ある都市づくり」を目指します。

1-4. 将来都市構造

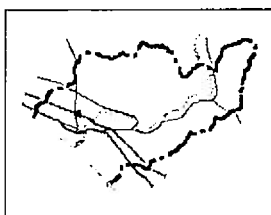
将来都市像及び都市づくりの基本目標の実現を目指し、第3次鶴川町総合計画における土地利用構想を基本に、本町の町域を、都市空間を構成する主要なゾーン、軸、核、拠点、スポット、再生地区により構成し、これらを総括して将来都市構造と設定します。

この将来都市構造を都市づくりの基本として、本計画における土地利用や都市施設などの基本的な方針を設定するものとします。



<ゾーン>

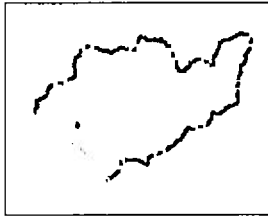
田園ゾーン	鶴川流域の平坦地に広がる農業地帯は、田園ゾーンとして位置付け、優良農用地として、生産性の向上と利用集積を促進し、農村集落の環境・生活基盤の整備に努めながら、地域資源としての活用を図ります。
森林ゾーン	町域北東部の丘陵性山地に広がる森林地帯は、森林ゾーンとして位置付け、水質保全、水源かん養、災害の防止などの森林の持つ公益的機能の維持・向上に努めながら、地域資源としての活用を図ります。
海岸ゾーン	町域南西部の太平洋沿岸域は、海岸ゾーンとして位置づけ、海岸や自然環境の保全を図りながら、漁村集落の環境・生活基盤の整備に努め、鶴川漁港を中心とした生産基盤の充実を図ります。
市街地ゾーン	既成市街地とその縁辺地域は、自然環境との調和を図りながら、市街地として土地利用を図るゾーンとして位置付け、土地利用や各種都市施設の総合的・一体的整備を展開し、秩序と機能性のある市街地形成を図ります。



<軸>

水と緑の環境形成軸	町域を南北に縦貫する一級河川鶴川は、水と緑の環境形成軸として位置付け、河川環境の維持・保全に努め、自然の生態系の均衡を維持すると共に、水や緑などの自然とふれあえる機能の充実を図ります。
広域都市交流軸	高規格日高自動車道を広域都市交流軸として位置付け、広域的な人・物・情報などの流れを本町に取り込む広域高速交通ネットワークの形成を図ります。
都市交流軸	広域都市交流軸とともに、生活・産業・交流など様々な活動を支える都市交流軸として位置付け、主要幹線道路として機能の充実を図ります。
地域連携軸	広域都市交流軸及び都市交流軸を補完しながら、周辺圏域や町内各地を連絡する地域連携軸として位置付け、幹線道路としての充実強化を図ります。

鶴川町都市計画マスタープラン



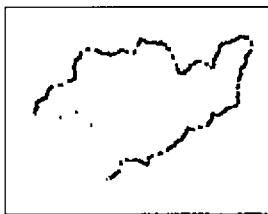
< 核 >

生活交流中心核	商業・業務、行政、文化、福祉等の機能が集積している地区を生活交流中心核として位置付け、その機能の充実を図り、一体性とシンボル性のあるまちなかの核を形成します。
---------	---



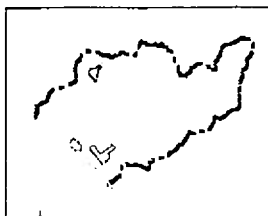
< 拠点 >

拠点	工業拠点	市街地西部の国道235号沿線を本町の工業拠点として位置付け、産業の振興と良好な工業立地環境の形成を図ります。
	試験産業拠点	米原地区に位置する自動車試験場は、試験産業拠点として位置付け、周辺環境に配慮しながら、その拠点機能の拡充を図ります。
	身近な緑の拠点	市街地に潤いを与える身近な緑の拠点として運動公園や河川緑地、まちなかの森を位置付け、適切な維持管理や整備充実を図ります。



< スポット >

まちなかの玄関	市街地の玄関口となるスポットを、まちなかの玄関として位置づけ、まちなかの資源を活用した環境整備を図ります。
---------	---



<再生地区>

河口干潟保全地区	一級河川鷗川の河口に位置する干潟は、野鳥が飛来する鳥獣保護区に指定されており、優れた自然景観や水質の浄化作用など様々な機能を有していることから、本町の貴重な資源としてその保全を図り、干潟の再生事業を促進します。
森林保全地区	二宮地区に位置する旧大東文化大学計画用地は、森林機能の維持・向上を基本に保全していきます。
土地活用検討地区	汐見地区に位置する旧苫東関連用地は、自然環境の維持を基本に北海道と連携し将来の活用方向を検討していきます。

### 1-5. 計画人口の想定

第3次総合計画では、平成23年の行政区域人口を6,500人と想定しています。

本計画の目標年次は、これよりさらに10年後の平成33年となっており、現在の過疎化の進行を考えると、平成23年以降も人口は減少傾向で推移するものと予測されますが、地域活力の維持や生産年齢人口とくに青年層・中高年層の人口減対策などの各種施策の展開により、その減少傾向も徐々に緩やかなものになっていくものと想定し、平成33年の計画対象区域人口を約6,000人として想定します。

また、平成2年以降、行政区域人口に占める市街地人口の構成比は約62%で推移しており、この傾向が今後も続くものと予想し、平成33年における市街地人口を約3,700人と想定します。

平成33年の想定人口

行政区域人口＝計画対象人口	6,000人
市街地人口	3,700人



# 将来都市構造図



厚真町

穂別町

平取町

門別町

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000m



凡 例			
	田園ゾーン		生活交流中心核
	森林ゾーン		工業拠点
	海岸ゾーン		試験産業拠点
	市街地ゾーン		身近な緑の拠点
	水と緑の環境形成軸		まちの玄関
	広域都市交流軸		河口干潟保全地区
	都市交流軸		森林保全地区
	地域連携軸		土地活用検討地区

## 2. 分野別基本方針

将来都市構造を都市づくりの基本とし、その具体化を図るため、土地利用、都市施設、都市景観、都市防災の分野別の基本方針を定め、計画的な都市づくりを進めます。

- 土地利用の方針
- 都市施設の方針
  - ・道路交通体系
  - ・下水道整備
  - ・公園・緑地
  - ・その他都市施設
- 都市景観の方針
- 都市防災の方針

### 2-1. 土地利用の方針

#### (1) 基本の方針

本町は、清流鵜川をはじめとする海・山・川などの恵まれた自然環境を有しているため、今後の土地利用にあたっては、社会経済動向や地域の特性を考慮しつつ、この豊かな自然環境の保全を基本とする自然的土地利用と都市的土地利用の調和を目指します。

また、市街地においては、住居系・商業系・工業系の土地利用区分と配置に基づく、適正な土地利用規制の運用を図り、安心して快適な活力ある都市空間の創出を目指します。

**目標-1 自然環境と調和した土地利用を図ります。**

**目標-2 秩序と機能性のある土地利用を図ります。**

---

## (2) 誘導方針

### ①自然と共生する土地利用

市街地周辺及びその後背地に広がる農地は、本町の基幹産業である農業を支える基盤であり、国土の保全や都市の景観を構成する緑地空間としての機能などを有しており、また、町域北東部の丘陵性山地に広がる森林については、災害の防止、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全など多様な公益的機能を有していることから、都市的土地利用との調和を図りながら、その保全と有効利用を図ります。合わせて鷓川流域及び汐見地区の川と海との保全と利活用を図ります。

### ②適正規模の市街地確保

市街地の形成にあたっては、市街地内未利用地の利用促進を図りつつ、新たな住宅地や工業地の確保の際には、周辺環境との調和に配慮した適正な規模の市街地確保を図ります。

### ③効率的な土地利用

市街地における効率的な土地利用を進めるため、住居系・商業系・工業系のそれぞれの土地利用目的に応じた適正な土地利用区分と配置を図ります。

#### 1) 住宅地

##### ■専用住宅地

専用住宅地は、専用住宅が集積し、住宅以外の建築物が少ない地区に配置し、特に良好な居住環境の維持・向上を図ります。

##### ■一般住宅地

一般住宅地は、住宅が集積しているものの、住宅以外の用途の土地利用も見られる地区に配置し、住宅とそれ以外の用途との調和を図りながら、良好な居住環境の維持・確保を図ります。

##### ■沿道住宅地

沿道住宅地は、幹線道路の沿道で主に住宅が立地しているものの、商業・業務施設などの立地が見られる地区に配置し、これら沿道の立地特性にふさわしい施設との調和を図りつつ、居住環境の維持・確保を図ります。

2) 商業地

商業地は、商業・業務施設が集積している地区に配置し、利便性と魅力ある商業地の形成を図ります。また、商店街を中心とする商業地は、「まちの顔」、「暮らしの広場」としてまちなみ景観や高齢者から子供たちまで全ての人が利用しやすい環境の整備を図ります。

3) 工業地

工業地は、工業施設が集積している地区、あるいは主に軽工業施設が立地しているものの、住宅の立地も見られる地区に配置し、それぞれの地区にふさわしい環境整備を図ります。また、鷗川IC周辺の道道千歳鷗川線の沿線と新生通の沿線は沿道サービス系及び流通系の土地利用を誘導します。

④適正な土地利用規制の運用

住居系・商業系・工業系の土地利用区分に基づいて、適正な土地利用規制の運用を図るとともに、土地利用の動向を勘案しながら必要に応じた土地利用転換や土地利用の特化を図り、秩序と機能性のある市街地形成を目指します。

## 2-2. 都市施設の方針

町民の都市生活に欠くことのできない都市施設については、「道路・交通体系の方針」「公園・緑地の方針」「下水道整備の方針」「その他都市施設の方針」の4項目に基づき整備を進めていきます。

### 2-2-1. 道路・交通体系の方針

#### (1) 基本の方針

本町はこれまで国道と道道及び鉄道を都市の交通骨格軸としてきましたが、今後建設される高規格日高自動車道とこれに伴う鷗川ICの開設によって新たな交通軸が発生し、広域的な交通拠点性の向上が図られることとなります。

そこで、これら交通軸を機能的に結ぶため、地区内幹線道路や生活道路といった都市内交通網の整備改善を進め、高規格幹線日高自動車道やJR日高本線など本町と他都市を結ぶ高速・広域交通体系とのアクセス強化を図り、本町における生活機能や産業機能を向上させる利便性の高い交通ネットワークの形成を進めます。

これらによって周辺の交通網が強化されることにより、地区住民の移動の機能性も向上され、より快適になります。

また、周辺都市との交流・連携を深め、一体的な発展を導く交通体系の形成を進めます。

**目標一1. 利便性の高い交通基盤の整備に努めます。**

**目標一2. 安心かつやさしい交通環境の創出を進めます。**

**目標一3. 交流・連携を支える交通体系の形成を進めます。**

## (2) 誘導方針

### ①人にやさしいみちづくり

誰もが安全で快適に利用できる道路空間の創出を目指し、ゆとりある歩行者空間の確保とバリアフリーやユニバーサルデザイン（\*参照）を視点とした安全な歩道やふれあいのある緑道等の整備を進めるとともに、街路樹を活用した緑のネットワークを形成し、都市内へのうるおい創出に努めます。

\*バリアフリーが、高齢者や障害を持つ人の生活や行動に不便な障害物を取り除くことであるのに対し、ユニバーサルデザインは、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすることをいう。

### ②わかりやすいみちづくり

町民や来訪者にわかりやすい道路網の形成に努めるとともに、都市内主要施設への道路案内標識においては、鶴川町への道しるべとなる歩行者や自動車にもわかりやすく配慮を行った設置を進めます。

### ③災害に強いみちづくり

道路は災害時の避難路や延焼防止帯としての機能を果たすことから、防災面の機能向上と公園・緑地、公共空間との連携を図りながら計画的な整備を進めます。

### ④交通機能の強化

新たな広域交通を担う高規格日高自動車道の整備に伴い、本町における交通動線の変化が予想されることから、本町の交通骨格軸を構成する国道、道道及びその他これらを補完する幹線道路や鉄道、バス等の公共交通機関における合理的な接続を図り、円滑な交通処理と交通機能の向上に努めます。

### ⑤主要幹線道路

都市の骨格を担う高規格日高自動車道や国道、道道を主要幹線道路として位置付け、整備促進を図るとともに、機能の充実・強化を要請していきます。

---

### ⑥幹線道路

主要幹線道路を補完する地域の骨格を担う都市計画街路を幹線道路として位置付け、未整備路線においては地域の実情と緊急性、整備効果等を総合的に評価しながら計画的な整備を進めていきます。

### ⑦生活道路

町民の日常生活における安全性向上を図るため、細街路の拡幅や通学路の歩道、交通安全施設の改善、充実など生活道路の整備に努めます。

### ⑧公共交通

町民の大切な足となる路線バスや福祉バスについては、町民ニーズに応えたバス交通体系を目指すとともに、周辺市町への移動手段となる鉄道や都市間バスは、将来にわたって公共交通機関としての維持促進に努め、関係機関に働きかけます。

## 2-2-2. 公園・緑地の方針

## (1) 基本的方針

公園・緑地に対するニーズは、遊びや運動を目的とした場から木々や草花などの緑あふれる自然とのふれあいによる憩いや安らぎを求める場へと変化してきています。

このように公園・緑地に対する住民ニーズの変化に対応し、今あるかけがえのない豊かな緑を守り、さらにつくり、活用し、つなげることによって、緑を活かした憩いや潤いのある空間形成を目指し、より身近で自然に親しみ、安らぎを感じられる都市形成を進めます。

**目標-1 憩いや潤いのある自然と調和した都市形成を目指します。**

**目標-2 身近に自然と親しめる緑あふれる空間形成に努めます。**

## (2) 誘導方針

## ① 緑のネットワーク形成

公園の規模や機能及び地域の均衡に配慮した公園・緑地の配置、整備を進めるとともに、公共空間や街路樹、緑道と連携し、双方の相乗効果を高めた緑のネットワークの形成を進めます。

## ② 誰もが集える公園・緑地づくり

地域の憩いの場として子供からお年寄りまで世代に関係なく集うことのできる魅力ある公園・緑地を目指し、芝生や木陰となる樹木による緑化、ベンチなどの施設整備を進めるとともに適切な維持管理を行っていきます。



---

### ③自然豊かな公園・緑地づくり

自然の豊かな本町の地域特性を十分に活かし、交流人口など広域的な利用を視野に入れた公園・緑地の整備を検討します。

### ④緑の保全と創出

都市における境内林や河川緑地など、今ある良好な緑地環境の保全を図るとともに、公共施設における緑化を推進し、新たな緑地の創出を図り、潤いある都市形成に努めます。

### ⑤町民主体の公園・緑地づくり

公園・緑地の整備に際しては、地域の特性と町民ニーズを的確に捉え、反映させていくため、計画段階からの町民の主体的な参加による公園・緑地づくりを推進していきます。

## 2-2-3. 下水道整備の方針

## (1) 基本的方針

下水道は、海や河川の水質保全、衛生的な生活環境の向上、都市内の浸水地域の解消などの機能を有し、都市生活の中で重要な役割を担う都市施設であることから、市民が快適で安心して都市生活を営めるために、公共下水道の整備を推進していきます。

**目標-1 地域に応じた生活排水処理体制の確立を目指します。**

**目標-2 浸水安全度の向上を目指し、雨水対策の充実を図ります。**

## (2) 誘導方針

## ①公共下水道（汚水）

公共下水道計画区域における未整備箇所については、年次的な供用化を推進していくとともに、下水管渠、ポンプ施設、終末処理場等の維持管理を行い、将来的な市街地の拡大については市街地の規模にあわせた計画的な規模拡大に努めます。

## ②公共下水道（雨水）

公共下水道計画区域における未整備箇所については、年次的な供用化を推進し市街地における排水の向上に努めます。

## ③個別排水処理施設

公共下水道計画区域外のし尿処理については、個別排水処理施設（合併浄化槽）の普及を促進し、水質汚濁の改善に努めます。

## 2-2-4. その他の都市施設の方針

### (1) 基本の方針

町民生活に快適さや豊かさを与える教育・文化施設、スポーツ施設、保健・医療施設、福祉施設、各種処理施設などの公共施設においては、少子高齢化社会やライフスタイルの多様化などといった時代の潮流を的確に捉え、ユニバーサルデザインを視点とした施設整備など、利用者の利便性に配慮するとともに、関連施設との連携に配慮した施設整備を行っていきます。

また、既存施設の有効活用や広域的な施設利用など施設資源の有効活用を図っていくとともに、民間活力や情報技術の活用等により、利便性の向上と機能の充実に努めていきます。

**目標-1 既存施設の適切な維持管理と整備拡充を図ります。**

**目標-2 施設間の連携に配慮した利便性の高い施設整備を行います。**

**目標-3 広域的な利用も念頭に置いた施設整備を進めます。**

**目標-4 民間活力や情報技術の活用等による施設整備を努めます。**

### (2) 誘導方針

#### ①施設間の機能連携

町民の生活を支える各公共施設間の機能連携を促進するとともに、施設間の交通アクセスの向上のため町内循環バスなどの運行を検討し、利用しやすい施設を目指します。

## ②教育・文化施設

教育・文化施設においては地域の実情や特性に配慮しながら、施設の整備・改善・充実を図るとともに、博物館などの施設整備を検討し、生涯学習機会の拡充を目指します。

## ③スポーツ施設

本町における活発なスポーツ活動を支援するため、既存スポーツ施設の整備充実を進めるとともに、教育分野との連携のもと総合型地域スポーツクラブの設立の検討や、交流人口を視野に入れた合宿地としての可能性を検討し、本町の地域振興の観点からも総合的な整備を推進します。

## ④保健・医療施設

町民の健康づくりの拠点となる健康保健センターの機能の充実強化を図るとともに、民間医療施設や各種福祉施設などとの連携のもと総合的な保健活動の推進を図り、各種サービスの向上や施設の整備を推進していきます。

## ⑤福祉施設

児童、障害者、高齢者に対するサービスの向上を図るため、各種福祉施設の機能の充実強化を図るとともに、需要の見込まれる不足機能施設の整備を推進していきます。

## ⑥各種処理施設

火葬場や汚物処理場など周辺環境に影響を与える施設については周辺環境との調和に十分配慮した、施設運営、維持管理を行っていくとともに、都市需要にあわせた計画的な整備拡充を図っていきます。

## ⑦情報通信施設

高度情報化社会に対応した情報通信施設の環境基盤整備を検討していくとともに町民生活における施設活用の普及促進に努めます。

## 2-3. 都市景観の方針

### (1) 基本の方針

快適に暮らせる都市<sup>まち</sup>づくりを進めるため、市街地周辺の豊かな自然景観の維持・保全を図りつつ、道路や河川、公園などの公共空間を中心とした緑化を推進するとともに、それぞれの地域の特性に応じた街並み景観の創出など、魅力ある都市景観の形成を目指します。

**目標-1 豊かな自然景観の保全を図ります。**

**目標-2 都市の緑化を推進します。**

**目標-3 魅力ある都市景観の創出を図ります。**

### (2) 誘導方針

#### ①自然景観の維持・保全

農地・森林・河川は、都市の骨格を形成する自然環境であり、市街地にうるおいを与える貴重な自然景観でもあるため、その維持・保全を図ります。

また、鷗川河口干潟を含む沿岸域についても、その環境に配慮しながら景観の維持・保全を図ります。

#### ②身近な水辺空間の形成

市街地の東部を流れる鷗川は、市街地に自然を導く水と緑の軸であることから、水質及び生態系の保全・回復などに配慮しつつ、身近に水と親しめる水辺空間の形成を図ります。

#### ③都市緑化の推進

農地・森林・河川などの緑や市街地内における公園・街路樹等との連続性に配慮しながら、道路空間や官公庁・保健福祉・文化施設などの公共公益施設の緑化を進めるとともに、さらには住民の参加協力による民有地の緑化促進を図り、都市の緑化を推進します。

#### ④街並み景観の創出

市街地周辺の自然景観を背景に、その自然景観との調和に配慮しつつ、地域の自然的・歴史的資源を活かしながら、統一感のある住宅地景観・商業地景観など、利用形態に応じた魅力ある街並み景観の創出を図ります。

#### ⑤統一デザインによる景観形成

公共施設のデザインの整合を図り、周辺環境との調和のとれた景観整備をすすめるとともに、広告提出者や屋外広告事業者、住民等との合意形成を図り、自主的な活動を促進し、地域における屋外広告物の統合、規格の統一、デザインの向上に努めます。

#### ⑥地域特性を生かした景観形成

広域交通の流入部においては、特に景観への配慮を行い、各地域の地域特性を生かし、立ち寄りたくなる景観の形成に努めるとともに、地域の特性を象徴する施設へのライトアップなどを検討し、夜間の都市景観についてもその向上に努めます。

#### ⑦多様な制度手法の活用による景観形成

緑化協定や建築協定、地区計画などの多様な制度手法の活用を検討し、良好な都市景観の形成と保持に努めます。

#### ⑧住民参加による景観形成

良好な都市景観を形成するため、地域住民の都市景観に関する意識啓発や素養の向上を図り、住民、事業者、行政が一体となって景観の形成を推進します。

## 2-4. 都市防災の方針

### (1) 基本的方針

防災性の高い都市の形成は都市づくりの基本的な目標であることから、鶴川町地域防災計画との連携を図りながら、災害発生の未然防止に努めるとともに、災害発生時における被害の拡大防止や円滑な避難、救援活動、消火活動を支える都市基盤の充実を図ります。

#### **目標一 災害に強い都市形成を目指します。**

### (2) 誘導方針

#### ①水害対策

河川の整備・改修や遊水池・調整池の計画的な整備を進めるとともに、下水道の計画的な整備による雨水流出抑制策の実施など総合的な治水策を進め、浸水や洪水などの水害対策に努めます。

#### ②がけ崩れ対策

台風や集中豪雨、地震等により、地すべりやがけ崩れ等の発生するおそれのある危険区域等については、定期的な見回り点検の実施を行うとともに計画的な治山工事等を行い崩壊の防止に努め、建築物の立地規制などを進めます。

#### ③震災対策

大地震時における町民の安全を確保するため、施設管理及び建築物の耐震性の向上を図り、建物や工作物の倒壊等の防備に努めるとともに、津波等発生時における海岸地区の被害を最小限に軽減するため、消波堤工事など海岸保全施設の整備の要望を北海道に働きかけます。

④火災対策

火災時における消防活動に支障のないよう道路空間を確保するなど、防災環境の改善に努めるとともに、延焼を防止するため、建物の不燃化を促進し、延焼防止帯としての機能を持つ公園・緑地、幹線道路、緑道等の整備を進めます。

⑤防災拠点の充実とネットワーク化

身近な防災拠点の役割を担う公園などの一時避難所や避難場所となる学校施設などの防災拠点を地域性に配慮しながら適切に配置・整備・充実していくとともに、役場を中心に各防災拠点間の防災ネットワーク化を推進していきます。

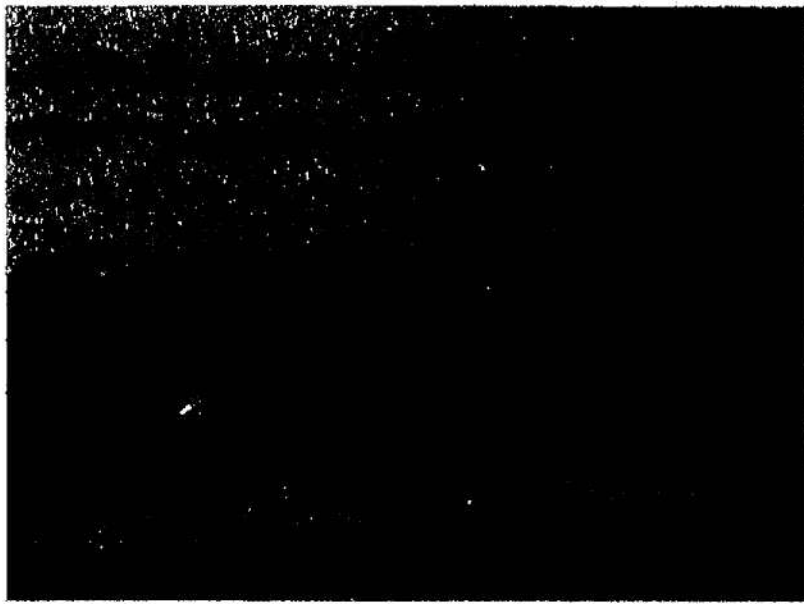
⑥避難路の確保

災害時における一時避難所や避難場所への避難を安全で円滑に行えるように、狭隘路の整備を図るとともに避難路の複数化を図ります。

⑦防災意識の高揚と地域コミュニティの強化

町民の災害に関する理解を深めるため、防災訓練や防災マップの作成配布などの啓蒙活動を推進するとともに、自治会や自主防災組織の育成強化や、防災に関する地域コミュニティ活動の支援を進め、防災活動の重要性と必要性の町民意識の高揚に努めます。





しじゃもパーク